長浜市告示第３８１号

長浜市地域おこし協力隊設置要綱（平成27年長浜市告示第147号）の一部を次のように改正する。

令和８年１１月１０日

長浜市長　浅見　宣義

第５条第２項中「１年間」を「１年」に改め、同項ただし書中「期間」を「年度」に改め、同条第４項中「第２項又は前項に係る」を削り、「前２項」を「前３項」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項の次に次の１項を加える。

４　市長は、前２項の規定にかかわらず、地域活動として地場産業等に従事する隊員が委嘱期間終了後に当該地場産業等に係る起業・事業承継を行うため、３年を超えて当該地域活動を行うことを希望し、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす場合であって、市長が必要と認めたときは、５年を限度として委嘱期間を延長することができる。

(1) 当該地場産業等が、地域における存続・継承が必要なものとして市長が認めるものであること。

(2) 起業の場合は１人以上の新規雇用をし、事業承継の場合は承継する事業に係る雇用数を維持すること。

(3) 本市内に定住し、かつ、本市内で起業・事業承継を行うこと。

附　則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。